

286—2332

令和5年2月16日

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長  
(公 印 省 略)

令和5年3月13日以降のマスク着用に関する取扱いの見直し等の周知について (依頼)

拝啓 時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

基本的な感染対策としてのマスク着用の取扱いについては、国及び県において、様々な機会を捉まえて周知を図ってきたところです。

今般、国において、現在「屋内では原則着用、屋外では原則不要」としているマスク着用の取扱いが改められ、令和5年3月13日からは、

- ・ マスクの着用は、屋内も含めて個人の判断が基本
  - ・ 政府は、マスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合（次の3つの場面）にマスクの着用を推奨すること
    - ① 医療機関を受診する時
    - ② 高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などを訪問する時
    - ③ 通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス(※)に乗車する時 (当面の取扱)
- ※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く

が決定されました。併せて、事業者における対応も、以下のとおり決定されたところです。

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される
- ・ 各業界団体においては、国における方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する

なお、令和5年3月12日までは、現在の取扱い「屋内では原則着用、屋外では原則不要」は変わりませんのでご注意ください。

つきましては、内容について御了知の上、貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。(周知に当たっては、別添国作成リーフレットをご活用ください。)

(文書取扱 建築住宅課)

担 当：【宅地建物取引業関係】 宅地審査担当：堀内 【県営住宅指定管理関係】 公営住宅担当：柳田 【その他】 建築指導担当：藤近 連絡先：0985-26-7195
---